

県産日本酒の海外販路拡大に向けたバイヤー・シェフ等招聘業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

日本酒は近年、海外で目覚ましい普及を遂げており、ワイン大国フランスにおいても高級フランス料理店などで提供される機会が増えるなど、優れたアルコール飲料であるとの認識が高まっている。吟醸酒発祥の地とも言われる広島県では、この歴史ある日本酒を世界屈指の美食の国であるフランスを中心に、海外への輸出促進に取り組んでいる。

本事業では、今後、フランスをはじめとした EU 市場へのさらなる輸出拡大を目指して、食において世界的な影響力・発信力を有する著名なシェフやメディア、日本酒バイヤーなどを招聘し、あらためて県産日本酒の魅力を歴史、気候風土、原材料、製造方法など多面的に発信する機会を設けることで、理解深耕を促し、販路拡大を図るとともに、その価値をより一層高め、世界市場におけるシェア拡大に繋げていくことを目的として行う。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和5年11月（契約締結日）から令和6年3月22日（金）まで

(4) 予算上限額

20,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式1）（以下「申請書」という。）提出期限
令和5年11月28日（火）午後5時

(2) 仕様書に対する質問書（別記様式2）提出期限
令和5年11月30日（木）午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等
令和5年12月4日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書期限
令和5年12月7日（木）午後5時

(5) 提案書等提出場所
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県商工労働局観光課：広島県庁東館3階

(6) 申請書について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(a) 会社概要及び自治体等の広報業務に関する実績表

(b) 印鑑証明書：受付日前3ヶ月以内に発行された正本

(c) 登記事項証明書：受付日前3ヶ月以内に発行されたものの写し

(d) 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書

(e) 納税証明書：最新決算年度の確定申告の法人税、法人事業税の納税証明書の写し。本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し。

※ただし、広島県の令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、印鑑証明書・登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、その理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和5年12月18日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和5年12月19日（火）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。

ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき公開することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

広島県公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約方法

最優秀案選定後、当該契約予定者と業務内容・委託料について協議の上、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約内容を確定する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則（昭和 39 年広島県規則第 29 号）及び広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 その他

(1) 公募型プロポーザル参加申込書（別記様式 3）を提出した後に提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」（別記様式 4）を提出すること。取り下げ願い書の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

(2) 提出された提案書は返却しない（取り下げ願い書の提出があった場合も同様）。

(3) 採用した提案の著作権は、広島県に帰属するものとする。

5 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式（別記様式 1）
- 契約書（案）
- 仕様書
- 仕様書に対する質問書の様式（別記様式 2）
- 電子データの保存等に関する申出書（別記様式 5）
- 評価基準
- 公募型プロポーザル提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島県商工労働局観光課 担当 大和・渡邊

電話 (082) 513-3444 (ダイヤルイン)